1. 開会日時・場所

日時 令和5年5月25日(木) 午後2時00分 場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁惠	12番	_
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15 番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
10 平	光				

19番 武郷 勝已

欠席委員

12番 久留本 忠美

3. 議事録署名人

1番 田坂 友彦 11番 山口 郁惠

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶 農林水産課 係長 東 徹 主事 原田 愛理 主事 下西 隼人

5. 審議事項

第36号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第37号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第38号議案 非農地証明申請について

第39号議案 農用地利用集積計画について

第40号議案 三原農業振興地域整備計画の変更について

- 6. 報告協議事項
 - 1. 農地法関係諸証明事務等について
 - 2. その他
- 7. 議事の内容

開会 午後2時00分

-議長開会挨拶-

議長 本日の出席委員は19名中,18名で定足数に達しておりますので,第5回総会は成立しております。

なお、12番 久留本委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第 16 条の規定により、議長において議事録署名者に、1 番 田坂委員、11 番 山口委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第36号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、 先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第4第39号議案から日程第5第40号 議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

日程第4 第39号議案を上程します。

議長「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。 第 39 号議案に係る、資料 39 の第 1 番について審議します。 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 12 ページをご覧ください。第 39 号議案農用地利用集積計画について説明

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用して利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により決定を求めるものです。

今回,農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

久井地域から件数1件,筆数1筆,面積2,660 m²が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料39の2ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で全体説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

農用地利用集積計画の第1番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第5 第40号議案を上程します。

三原農業振興地域整備計画の変更について,三原市長からの諮問です。

第40号議案に係る、資料40の農用地区域の除外及び編入について審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局 議案書 13 ページをお開きください。第 40 号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の 諮問について説明いたします。

この三原農業振興地域整備計画の変更は「農業振興地域の整備に関する法律」によるものであり、三原市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、令和5年5月15日付け文書番号 三農水第368号にて意見を求めるものです。

先日議案書とともに送付いたしました「資料40」をご覧ください。

三原農業振興地域整備計画変更の農用地区域除外申出等について説明します。農用地区域除外申出によるもの計45件,及び農用地区域内編入申出によるもの計2件を記載しています。 面積は除外申出によるものが合計で62,915.19㎡,編入申出によるものが合計で2,006㎡となっています。

地域別では,除外申出によるものが,三原地域で5件,4,294㎡,本郷地域で17件,23,389.19㎡,久井地域で13件,24,768㎡,大和地域で10件,10,464㎡となっております

続いて編入申出によるものが, 三原地域で1件, 1,666 m², 久井地域で340 m²となっています。

なお、除外申出によるもののうち、5番・6番・36番・37番・41番・43番は第1種農地となっています。予定用途につきましては、5番,6番、43番が資材置き場、36番ドッグラン、37番が養魚水田敷地、41番が宅地となっています。この中で5番、6番、36番、41番は集落接続の要件に、37番、43番は既存施設の拡張の要件にそれぞれ該当しますので、第1種農地の不許可の例外に該当するものになります。残る申出はすべて第2種農地となっております。

以上で、第40号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。

議長担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

14番

23 件・24 件なんですが、事務局にもちょっと相談したんですが、今申請に出ている隣の田んぼがあるんですが、そちらに太陽光のお話があって、周囲の反対の意見があって中止になりました。そういったことも踏まえてこういう許可をするのかどうか(農振除外をすることについて)、ということをちょっと確認したいんです。

事務局

7番

先ほどの23件・24件の案件なんですが、申請者がそれぞれ行政書士に頼まれてまして、行政書士に確認したところ、23件については、2月9日に事業者から地権者の方に話をされて、3回、今、交渉の話をされてるという状況だそうです。

で、太陽光について反対をされてる方がおられるんですが、その方に了承を得られている という状況ではないんですが、これからまた交渉してやられるということと、あと土地の所 有者の方も近隣に住んでおられる方ということで、その方も今反対をされてる方と交渉して、 また両方設置できるように今進めているということです。

24 件については、事務局で太陽光を設置する時にお願いのチラシを令和3年に作成して、事業者の方に周囲に周知するようにお願いをしているのですが、そのチラシを業者の方に渡して、今その業者が調整をされている状況ということです。

これまでも太陽光を反対される方がおられて、事業者の方が交渉されて、止められたものもあるんですが、なかなか事業者も営業活動をされてまして、法律に則って申請をされてその内容で申請されると、余程のことがない限り許可をできないということはできないので、事業者さんと反対をされる方とで、できるだけ交渉して、問題というかトラブルにならないようにしていただいて、どうするかを決めていただくということになると思います。

今回,45件ほど除外の申請が出ているんですが、この2件の手続きの方を止めてしまうと、45件すべてが止まるということになるので、できればこの2件については今交渉中ではあるんですが除外の方を進めさせていただいて、もし交渉の中で設置が難しいということになれば、除外になった後にまた農振農用地の方にするとかそういう手続きで進めさせてもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

議長 よろしいですか。その他質問等ございませんか。

関連ですけど,今さっきの2件については,どういった点で反対されてるんでしょうか。

14番 はい、これはですね、1件の方は引越して来られて、その真ん前に圃場があって、そこへ太陽光施設をされると、もう庭の真ん前にうわっとくるっというので、そこは反対なんです。もう1件は、その反対の川の向こうへ家があるんですが、そちらの方へ直に反射がくるというようなことで、前回反対された経緯がございます。

私らはお互いが納得いかれれば別にどうこうはないんですが、そういったことで前回反対者があったので、今回もまたそういったことになるんじゃないかということを思っております。

議 長 よろしいですか。その他質問等ございませんか。

3番 太陽光の申請の時に、これから増えてきよるんですが、要するに隣地からの排水路の件が 一番問題になるんじゃないかと思うんですが、そこらは申請の時に事務局はどうされてるん か。排水路をちゃんと作るとか確約したものがないと、どんどん増えてきてるんで、今ちょ っと現地に行っても困っとるんですが、申請があってどういう話をしたらいいのかという思 いがちょっとあります。

事務局 太陽光,太陽光以外のものも一緒なんですが、申請が出た場合は必ず現地を確認して、排水路がどうなっているかというところも確認した上で、申請の方を受けます。図面の中にも 排水をどちら側に流すかということがわかるように書いていただくようお願いをしていま す。

議長 よろしいですか。その他質問等ございませんか。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

三原農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり承認することについて、 賛成の 方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって,本案は原案のとおり承認されました。

ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議長 次に、日程第1 第36号議案を上程します。

農地法第3条の規定による許可申請について,第48件から第59件を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。

第36号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

第 48 件は、 $\bigcirc\bigcirc$ から須波ハイツ 2 丁目の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ が、八幡町篝 $\bigcirc\bigcirc$ 地目:田 1,246 ㎡を、住宅とともに譲り受け新規就農するものです。

第49件は、○○から沼田東町の○○が、沼田東町納所○○ 地目:田 402 m²を、居住地から近く耕作に便利なため、共有持分を譲り受けるものです。

第50件は、○○から宗郷5丁目の農事組合法人○○が、沼田東町釜山○○ ほか1筆 地目:田 合計3,135㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 51 件は、 $\bigcirc\bigcirc$ から小泉町の $\bigcirc\bigcirc$ が、小泉町 $\bigcirc\bigcirc$ ほか 1 筆 地目:田 合計 1,753 ㎡ を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第52件は、○○から高坂町の○○が、高坂町真良○○ 地目:田 2,413 ㎡を、居住地から近く、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第53件は、○○から本郷北4丁目の○○が、本郷町上北方○○ 地目:畑 520㎡を、兄から農地を譲り受け農業経営するものです。

第54件は、○○から沖縄県糸満市の株式会社○○が、本郷町善入寺○○ 地目:田 672 ㎡を、規模拡大のため譲り受けるものです。

第 55 件は、 \bigcirc から久井町の \bigcirc が、久井町山中野 \bigcirc ほか 3 筆 地目: 田 合計 5,629 ㎡を、規模拡大のため譲り受けるものです。

第56件は、○○から久井町の○○が、大和町上徳良○○ ほか2筆 地目:田 合計3,028㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第57件は、○○から大和町の○○が、大和町和木○○ 地目:田 689 ㎡を、親族所有の 農地に隣接しており、併せて耕作するため譲り受けるものです。

第58件は、○○から東広島市の○○が、大和町椋梨○○ 地目:畑 156 ㎡を、実家に隣接し、耕作に便利なため譲り受けるものです。

第59件は,○○から大和町○○が,大和町大具○○ 地目:田 4,642 ㎡を,農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

以上,申請案件は,全て農地法第3条の許可要件を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

8番 第48件,5月20日に21番推進委員と現地を確認しました。対象農地は空き家と隣接して おりまして,その空き家もあわせて譲り受けるということで,そこを拠点に農業をするとい うことですので問題ないと思います。

2番 第49件,5月19日に24番推進委員と現地を確認しました。現況は作物は植え付けられていませんけど草刈り等の管理はされておりました。許可要件を満たしていると思いますので、問題ないと思います。

続けて第50件,これも5月19日に24番推進委員と現地を確認しました。農事組合法人の ○○なので、特に問題ないと思います。

15番 第 51 件, 5 月 21 日 23 番推進委員と関係者, 譲受人の○○, 譲渡人の○○立ち合いのもと 現地を確認しました。譲渡人が高齢のため, ○○が譲り受けて耕作するとのことです。この 土地は圃場整備されている土地で, 譲受人のすぐ隣接した田んぼで今年から耕作されるとの ことで, 問題ないと思います。

- 19番 第52件,5月22日に22番推進委員と現地立会しました。現地確認書に基づいて確認しましたけど,もう作付けもすでに水稲を植え付けられておりますので,事務局のご説明どおり問題ないと思います。
- 17番 第 53 件, 5 月 23 日に 27 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題 ありません。

続いて第 54 件, これも 5 月 23 日に 27 番推進委員と譲渡人の \bigcirc \bigcirc \bigcirc と 3 人で現地確認を行いました。 \bigcirc \bigcirc が親から相続したということで、すでに原野といいますか山林化されておりまして、本人さんもはっきりと位置がわからないということだったので、はっきり現地確認できませんでした。

- 3番 第 55 件, 5 月 20 日 1 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員・譲受人の○○の 5 人で現地 確認をしました。ちょっとこれは長年荒れてまして、譲渡人にも要望して○○に何度か譲り 渡せんかという話はずっとしてきたんですが、ようやく譲渡人の承諾を得て譲受人がまとめ られたものです。大変よかったと思っております。
- 6番 第 56 件, 5 月 20 日に 34 番推進委員と現地を確認いたしました。すでに田んぼには田植えがしてあり、事務局の説明で何も問題ないと思います。
- 9番 第 57 件, 5 月 20 日に 37 番推進委員と一緒に現地確認をいたしました。事務局の報告どお り間違いないと思います。
- 5番 第58件と第59件は私の担当区域ですので発表させていただきます。

5月 21 日に 38 番推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで問題ございません。第 59 件も同じく 5月 21 日に 38 番推進委員と現地確認をしております。事務局の説明どおりで問題ございません。

- 議長 地元委員の調査報告は、承認であります。 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- 18番 第 54 件の譲受人さんが沖縄県糸満市で株式会社〇〇と書いてあるんですが、この方はこちらの方にいらっしゃるんでしょうか。
- 事務局 株式会社〇〇につきましては、今回申請があった少し上流側の方も広く取得をされて、今、 農地改良事業を行っているところであります。

沖縄が本社なんですけれども、広島の方の事業本部は福山市にございまして、そこから窓口の方にも申請に来られております。三原市内にも他にも農地を取得しておられまして、今作付けに向けて改良していく段階で、そういった法人です。

- 議 長 よろしいですか。その他質疑等ございませんか。
 - ・・・挙手なし・・・
- 議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第3条の規定による許可申請,第48件から第59件の本案は,原案のとおり許可決定することについて,賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第2 第37号議案を上程します。

農地法第5条の規定による許可申請について,第60件から第69件を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。第37号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

はじめに、申請の取り下げがありましたので報告いたします。第66件から、第68件について、申請者から、事業をとりやめたため申請を取り下げるとのことで、申し出がありました。よって、第66件から第68件までの削除をお願いします。

第60件から第61件は、譲受人が同一のため、合わせて説明します。

第60件は、○○から、沼田東町末広○○ 地目:田 961 ㎡について

第61件は、○○から、沼田東町末広○○ 地目:田 546 ㎡について、

それぞれ、株式会社○○が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、60件、61件の合計で、太陽光パネル 162枚、6棟、発電量 49.5kw 規模です。

第62件から第63件も、譲受人が同一のため、合わせて説明します。

第62件は,○○から,沼田西町松江○○ ほか6筆 地目:田及び畑 合計1,200㎡について,

第63件は、○○から、沼田西町松江○○ ほか3筆 地目:畑 合計561㎡について、 それぞれ、株式会社○○が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、62件、63件の合計で、太陽光パネル180枚、17棟、発電量49.5kw規模です。

第64件は、 $\bigcirc\bigcirc$ から、 $\bigcirc\bigcirc$ が、沼田西町小原 $\bigcirc\bigcirc$ ほか1筆 地目:田 合計230㎡について、使用貸借権の設定により、住宅等に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場1区画です。

第65件は、○○から、○○が、本郷北4丁目○○ 地目:田 合計464㎡について、所有権の移転を受け、住宅等に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場3区画、花壇です。

第65件の許可基準は、「農地法第5条第2項第1号ロ(1):市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第69件は,○○から,○○合同会社が,久井町坂井原○○ ほか2筆 地目:畑 合計1,640㎡について,所有権の移転を受け,太陽光発電施設に転用するもので,内容は,太陽光パネル200枚,4棟,発電量49.5kw規模です。

第65件を除く案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、 許可基準は「農地法第5条第2項第2号:申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法,第5条許可申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

2番 件数 60,61 は私の案件なので続けてご報告いたします。

5月19日に24番推進委員と現地を確認しました。申請地は三原竹原線の県道にかかる見初橋から北に約800メートルいったところになります。

件数 60,61 は隣り合わせの不作付地で、申請地の東側に1件家が一段高いところにあります。あとまわりは全部不作付地であります。太陽光による支障はないと思います。申請の部分はどちらも第2種です。

15番 第 62・63・64 件は私の案件なので続けて報告させていただきます。

5月21日23番推進委員と関係者○○,○○と一緒に現地確認しました。

62・63 件は同じ場所の隣接した土地なので、一括報告します。場所は本郷支所より南に約3キロに位置し、山間部で耕作されていない田に囲まれています。水の便も悪く周辺の農地には支障はないと考えられます。62・63 件は農地区分は第2種です。

第64件,5月21日23番推進委員と申請者○○と現地確認しました。現地は本郷支所より 約南へ1キロ,小原工業団地の下にあたります。これは父親の所有する土地に息子さんが住 宅を建てるとのことで,事業規模からみて適切な面積であり,周辺農地に支障を与えるおそ れはないと考えます。農地区分は第2種です。

17番 第 65 件, 5 月 23 日に 27 番推進委員と行政書士,譲受人○○の 4 人で現地確認を行いました。現地は本郷駅の近くで山陽線のすぐ北側にあり、家がすぐ建てられるような状態です。 別に問題ありません。農地区分は第 3 種です。

13番 第69件,5月23日14番委員・30番推進委員と現地を確認しました。事務局の報告どおり で問題ないと思います。農地区分は第2種です。

議長 地元委員の調査報告は、承認であります。 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第5条の規定による許可申請,第66件から第68件を除く,第60件から第69件の本案は,原案のとおり許可決定することについて,賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第3 第38号議案を上程します。

非農地証明申請について、第12件から第19件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。第38号議案 非農地証明申請について説明します。

第 12 件は, ○○から, 八幡町美生○○ ほか 1 筆 地目:田 合計 3, 186 ㎡について, 平成 10 年頃から耕作放棄し, 現況地目:原野として申請されています。

第13件は、○○から、沼田東町片島○○ 地目:畑 277㎡について、昭和43年に住宅を建築して以降宅地として利用しており、現況地目:宅地として申請されています。

第 14 件は、 $\bigcirc\bigcirc$ から、本郷町船木 $\bigcirc\bigcirc$ ほか 1 筆 地目: 畑 1 筆 田 1 筆 合計 1,152 ㎡ について、昭和 41 年に住宅を建築、昭和 54 年に増築して以降宅地として利用しており、現況地目: 宅地として申請されています。

第 15 件は, ○○から, 大和町上徳良○○ ほか 5 筆 地目:田 合計 3,853 ㎡について, 平成 10 年頃から耕作放棄し,現況地目:山林として申請されています。

第 16 件は, ○○から, 大和町上徳良○○ ほか 15 筆 地目: 田 7 筆 畑 9 筆 合計 10,824 ㎡について, 平成 10 年頃から耕作放棄し, 現況地目: 山林として申請されています。

第17件は、○○から、大和町大草○○ ほか1筆 地目:田1筆 畑1筆 合計740㎡について、平成元年頃から耕作放棄し、現況地目:原野として申請されています。

第 18 件は、株式会社〇〇から、大和町大草〇〇 地目:畑 5,520 ㎡について、平成 10 年頃から耕作放棄され、現況地目:山林として申請されています。

第 19 件は、 $\bigcirc\bigcirc$ から、大和町平坂 $\bigcirc\bigcirc$ ほか 1 筆 地目:田 合計 1,317 ㎡について、平成元年頃から耕作放棄し、現況地目:山林として申請されています。

第12件と第18件は、「良好な営農条件を備えた農地であるが、自然潰廃が明らかな場合は 非農地証明の対象にできる」に該当します。

第13件と第14件は「人為的な潰廃であるが、転用の事実行為から20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないと認められること」に該当します。

そのほかの案件は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。

非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

8番 第 12 件, 5 月 20 日に 21 番推進委員と現地を確認いたしました。現地は山陽道の八幡パーキングのちょうど北側に位置するところにあります。現況は説明がありましたように雑木と雑草でもう原野になっているということです。1 種農地ですので、ちょうどお世話をされておる行政書士の方に電話をして確認をしたんですけど、当人の○○が仕事をされておるのと高齢ということで、他の人をということでいろいろと探しているんだけど、どうしてもやってもらえない、やる人がいないというでした。現況復帰するというのがなかなか難しい状態で、やむを得ないという風に確認をさせていただきました。第 1 種農地です。

2番 第 13 件, 5 月 19 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は沼田東コミュニティセンターから北西に約 300 メートル行った所です。家が建っており、事務局の報告どおりで問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。

7番 第 14 件, 5 月 19 日に 28 番推進委員と現地を確認しました。申請地は本郷支所より西へ約 3.8 キロ, 沼田川船木大橋東詰めに位置します。事務局の説明の通りやむを得ないと思います。農地区分は第 2 種農地です。

6番 第 15 件, 5 月 20 日に 34 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり、現地は木が茂り山林になっておりました。農地区分は第 2 種です。

第16件も私の案件なので発表させていただきます。

5月20日に34番推進委員と現地を確認して、これは先ほどの15件とずっと繋がった形で、これもやはり木が茂って山林になっております。もうやむを得ないと思います。農地区分は第2種です。

18番 第17件・18件と私の案件ですので続けて報告させていただきます。

5月20日36番推進委員と現地を確認しました。17件はもう竹が生い茂っていて復元は困難だと思います。第2種農地です。

18件は1種農地なんですけれども、もうどこにあるのかちょっとわからなくて山になっていてもう入口もわからない状態で、はっきりとどこの場所だったかよくわかりません。もう山林になっていたので復元するのは困難だと思います。1種農地です。

9番 第19件,3月20日に37番推進委員と一緒に現地を確認いたしました。現状,原野になっております。原案のとおりです。農地区分は第2種です。

議長 地元委員の調査報告は、承認であります。 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

非農地証明申請,第12件から第19件の本案は,原案のとおり承認決定することについて, 賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長 以上,「審議事項」を終了し,続いて「報告協議事項」に入ります。 事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について

- ○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 5件
- ○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 4件
- ○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 2件
- ○農地転用(農業用施設)届出受理 1件
- ○取下願 3件
- ○登記官等からの農地転用事実等に関する照会 1件

2 その他

議 長 続いて、定例総会に於ける委員現地確認意見報告方法の検討について協議します。

先月の総会終了後、会長、副会長、事務局での話し合いの中で、委員の現地確認報告の方法について、一部変更してはどうかという意見が出ました。そのため、今回協議事項として、 委員の皆様にお諮りをするものです。概要については、事務局から説明をいたします。

事務局 本日の資料として配布しています、協議1「定例総会に於ける委員現地確認意見報告方法 変更の検討について」をご覧ください。

- 1 案の要旨は、定例総会に於ける、農地法第3条、第4条、第5条の規定による許可申請及び非農地証明申請審議の際に実施している申請案件の地区担当委員による現地確認の意見報告の方法について、変更の検討をお願いしたいということです。
- 2 案の内容については、資料に添付しています「新旧対照表」をご覧ください。変更箇所を線で示しています。現行欄と改正後欄を比較してご覧ください。申請案件により順次地元委員の調査報告を求める方法から、地元委員の調査報告は現地確認書の提出をもってこれに変え、必要に応じて補足で意見を述べる方法へ変更してはどうかと考えています。
 - 3 変更を検討する理由は、申請案件に係る事務局の説明と地元委員の調査報告の内容が

類似している場合が多い為です。

4 その他として、資料に添付しています「三原市農業委員会現地確認基準」をご覧ください。意見報告の方法を変更する場合、「三原市農業委員会現地確認基準」のNo.1,2,項目「農地の移動」、No.3~6,項目「農地の転用」及びNo.7項目「非農地証明」の「対応方法」欄に記載の「総会で農業委員が意見を述べる」を「総会で農業委員が必要に応じ意見を述べる」に変更いたします。

また, 意見報告の方法を変更する場合, 運用開始は農業委員改選後, 新体制となる令和 5 年第8回定例総会とします。

以上協議事項についての説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明のありました、地元委員の調査報告の方法を変更することについて、ご意見等ございませんか。

· · · 質疑応答 · · ·

議 長 意見がないようですので、事務局の説明のとおり変更することにご異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がないようですので、事務局の説明のとおり変更することとします。

事務局 続きまして、広島法務局からのお願いについて1件報告します。

前回第4回定例総会報告事項にもありました、農業委員会が農地パトロール等で非農地判断した農地について、本日の配付資料にある、「法務局の地目変更登記に係るパンフレット」と共に所有者へ通知しています。

通知を受けた農地所有者は、非農地通知や当該パンフレットを見て、広島法務局尾道支局へ行き地目変更登記の申請をするのですが、非農地通知書と併せて、現況の写真や現場周辺の詳細な地図の添付が必要であったり、所有者自身で地目変更登記の申請をする場合は、不動産の表示や所有者の住所が登記簿と一致している必要があります。

一致していない場合は、住民票等を提出して、所有者本人である確認が必要な場合や、相 続登記がされていない農地であれば、登記簿に記載されている所有者と地目変更登記の申請 に行った方との関係を証明する書類等の提出を求められる場合があります。

よって非農地通知書の提出のみでは、地目変更登記の申請は完了しないので、委員の皆様が、非農地通知を受けた農地所有者等から地目変更登記申請の相談を受けられた際は、広島 法務局尾道支局へ行く前に、電話で必要書類等の確認をしていただくようご案内いただきた いとのお願いがございました。

続きまして、遅くなりましたが、今年度分の活動記録簿1と2を本日配布しておりますので、毎月の活動内容を都度ご記入いただき、活動記録簿1については毎月の総会時に提出くださいますよう、よろしくお願い致します。

○今後の日程

令和5年第6回定例総会 6月23日(金)15時

議長 その他、何かありませんか。

無いようなので、これをもちまして総会を終了します。 ご苦労さまでした。

閉会 午後2時58分

令和5年5月25日

議 長 (会長)

議事録署名者

同 上